



やるき
ほんき き さ き

木佐木

神奈川県議会議員
日本共産党

2024.8.6
木佐木ただまさ news
発行：党横浜北東地区委員会
横浜市鶴見区潮田 3-147-6
TEL：045-511-1021

Profile
▶1984年山口県出身
▶鶴見区馬場在住
▶神奈川大学法学部卒
▶よこはま健康友の会会長
▶横浜東民商顧問

当事者にも自治体にも混乱をもたらす共同親権



国会の強行採決に抗議する人たち(写真は赤旗より)

拙速な議論で採決が強行された離婚後共同親権について、自治体の制度にも影響があることから県に対して懸念点を質しました。答弁は現時点では何もわからないので国を注視していくというものでした。

離婚後共同親権による

本県への影響について

【質問】先般成立した改正民法は、いわゆる離婚後共同親権を2年後から実施するものであり、様々な懸念が示されているながら、議論が成熟しないまま可決されてしまいました。

離婚後共同親権の最大の問題点は、離婚する父母が合意していなくても、裁判所が離婚後の共同親権を定めうる点で、真摯な合意がないのに親権の共同行使を強ければ、別居している親による干渉、支配を復活、継続する手段となり、結果として子の権利や福祉が損なわれてしまう危険が否定できません。

神奈川県議会女性活躍推進議員連盟でもお力添えをいただいてきた戒能民江名誉教授も、父母が対立状態にあっても家裁の判断で共同親権を適用するとした要綱案は「現実とあまりにもかけ離れている」と

指摘しています。

法案審議の中で、所得制限のある高校無償化や児童扶養手当など法務省が確認しただけでも32項目もの国の支援策の手続きにかかわることが指摘されました。離婚後共同親権となれば別居親の資力も合算して手続きをすとのことで、離婚後共同親権の下でどれほどの影響

が生じるのか未だ明らかではありません。

そこで知事に伺います。離婚後共同親権となった際に、県の支援策の中で別居親の資力も要件となるものはいくつあるのか。また、裁判所の決定で共同親権と定められていても実際は別居親から経済的協力が得られていない場合には、単独親権の場合と同様に取り扱うべきと考えますが、県の対応方針を伺います。

国の動向を注視するしかできない

【答弁】現在、国では、改正法の円滑な運用に向けて議論する関係府省庁の連絡会議が設置され、今後、補助金の給付など、運用に影響が出るような課題を整理して調整していくと承知しています。

御質問にある、支援策における「別居親の資力」については、例えば私立学校の学費補助が想定されますが、具体的な取扱いを上記連絡会議等で検討されると思われますので、国の検討状況や動向を注視し、必要な情報収集に努めていきます。

また、「共同親権と定められていても別居親から経済的協力が得られていない場合」の取扱いについても、国から詳細は示されていないので、国の検討状況や動向を注視し、必要な情報収集に努めていきます。

